

香取広域市町村圏事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

令和6年2月16日

条例第1号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和46年香取広域市町村圏事務組合条例第5号）の全部を改正する。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第3項の規定による職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果については、香取市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成18年香取市条例第26号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、解散前の北総西部衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和46年北総西部衛生組合条例第1号）に基づき休職を命じられた職員については、それぞれこの条例に規定する休職を命じられたものとみなし、その期間は通算する。
- 3 この条例の施行の日の前日までに、解散前の佐原市外五町消防組合の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和44年佐原市外五町消防組合条例第20号）又は職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和42年小見川町外2町消防組合条例第5号）に基づき休職を命じられた職員については、それぞれこの条例に規定する休職を命じられたものとみなし、その期間は通算する。
- 4 この条例の施行前に改正前の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和46年香取広域市町村圏事務組合条例第5号）に基づき休職を命じられた職員については、それぞれこの条例に規定する休職を命じられたものとみなし、その期間は通算する。